~ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない!~

―木曽川水系連絡導水路事業への公金支出は差止を!―

2015 年度総会·控訴審裁判「結審」報告集会 &「住民訴訟」提訴 6 周年記念講演会

<2015年8月22日(土) 桜華会館3階・竹の間>



2015/06/24「控訴審」結審日 大法廷へ入廷行進(裁判所正面前) 撮影 近藤ゆり子氏(会員)

主催 「導水路はいらない!愛知の会」

事務局 〒467-0853 名古屋市瑞穂区内浜町1-15 加藤伸久方 TEL/FAX (052) 811-8069

URL: http://www.dousuiro-aichi.org/

全体プログラム

<第一部・総 会>

午後1時30分 開場

2時00分 開 会 (司会) 加藤 伸久 共同代表・事務局長 1分

*主催者あいさつ 小林 収 共同代表 10分

*控訴人代表あいさつ 宮崎 武雄 原告会員 4分

*連帯挨拶 武藤 仁「市民学習会」事務局長 6分

活動報告(※①・②・③は収録資料参照)

- ① 再録 徳山ダム「導水路」中止裁判、(2015/06/02) 控訴審が結審!・・・・・・・・小林 収 共同代表
- ② 「導水路」訴訟・「控訴審」裁判の足取り(2014/08/06 控訴~結審)
- ③ 「愛知の会」活動日誌 2014 総会 (08/03) ~2015 総会 (08/22)
- ④ 2014会計報告加藤 伸久 事務局長 2分同 監査岩本 晃児 事務局員 1分
- ~ ミニ講演(&意見交流)・・・・ 在間 正史 弁護団長 31分 演題 「徳山ダム導水路事業からの撤退」

一必要性、意味と負担金支払い義務の帰趨

2時55分

~ ♪ 休 憩 ♪ ~

<第二部・記念講演>

3時15分 ■講演・・・・渡辺 泰 名水労千種支部執行委員長

60分

演題 「水を使いたいなら、言い出しっぺが率先しよう」 ―名古屋の工業用水と徳山ダム導水路

~ ※ 講師への質問 (ご意見) など 積極的にお出し下さい。 10分

4時25分

~ お願いと事務連絡・・加藤事務局長

5分

4時30分 閉会

< お願い>

「集会」終了後、午後5時前後を目標に講師を囲んで"懇親会"を行います。

*場 所:丸の内・在間事務所の西道沿い[家庭料理]"かめい"

連絡先:加藤携帯(090-3445-5913)

*会 費: <u>目いっぱい呑む人は、4,000円</u> 少ししか呑めない方、3,000円

♪ 万障繰り合わせて、ご参加下さい#

徳山ダム「導水路」中止裁判、控訴審が6/2に結審!

◆「導水路」中止裁判 名地裁提訴から控訴審結審までの経過

2009年5月・・・・愛知県監査委員が住民監査請求について「却下」を決定

・・・・河村名古屋市長が「導水路」事業から撤退の決断を公表

6月・・・・県知事らを被告に名古屋地裁に住民訴訟を提訴(原告)92名)

7月……第1回口頭弁論(~2014年3月……第22口頭弁論(結審)

2011年2月・・・・トリプル選挙(愛知県知事・名古屋市長・名古屋市議)で、村村コンビ(大村・県知事候補&河村市長候補)が「導水路」事業と「河口堰」見直しを共同公約

6月・・・・第1回「導水路」事業の関係地方公共団体からなる検討の場(本委員会)

2014年7月・・・・名古屋地裁(福井裁判長)が「住民訴訟」請求棄却の不当判決を言渡し

8月・・・・県知事らを被控訴人(被告)に名古屋高裁に控訴、(控訴人(原告)78名)

10月……第1回口頭弁論(~2015年6月……第4回口頭弁論(結審))

地裁判決は、まさに法衣を着た役人が画に描いたみたいな行政迎合かつ事実誤認ばかりで中 味の薄っぺらなものでした。直後の「総会」では、"890億円も使ってムダな「導水路」は



きっぱり中止!"と、控訴することを決議しました。

控訴審では、(原告)側は証拠資料にもとづき "導水路は不要、支出は違法"と、第1回口頭弁論では「地裁判決の著しく明白な誤り」を指摘。第3回口頭弁論では「違法判断の枠組」について、丹後土地開発公社事件最高裁判決に基づいて主張を展開しましたが、(被告)の愛知県側は議論を避けて「フルプラン」等の歴史的経過を述べるばかりでした。

◆「導水路」中止めざして、たたかいいの輪をより大きく深く

2011年2月の県知事選・市長選に際して、大村・河村両氏の共同公約に"「導水路」事業は見直す"と文言が入ったのは、住民訴訟を含む運動の成果です。

ところが、今年2月の県知事選にオール与党体制で出馬の政治家・大村氏は「導水路」問



題に沈黙です。また、凍結扱いの「導水路」事業を再 検証の「関係地方公共団体からなる検討の場」も、2012 年に第1回が開かれたきりです。

一方、県債残高は本訴訟を提訴当時、累積4兆円強、 県民1人あたり54万円強であったものが、2013年度 にはそれぞれ、5兆2千億円強、70万円強へと膨れ 上がっています。

アベノミクス不況で多くの県民が苦しむ時代、「財政が苦しい」を枕詞に、県民生活の施策に大なたが振るわれるようなことがあってはなりません。

私たちは微力ですが無力ではありません。戦争法や秘密法、原発など、安倍政権の暴走政治 に反撃する仲間達とともに、「みんなの要求 みんなで解決!」をめざします。

「導水路」訴訟・「控訴審」裁判の足取り

導水路住民訴訟:口頭弁論における提出書面と書面相互の対応関係資料

◆控訴審

2014年10月29日:第1回口頭弁論

控訴人(原告)第1準備書面(控訴理由書) (pdf-927KB)

(要点は控訴理由補充書兼意見陳述書を参照。)

控訴人 (原告) 控訴理由補充書兼意見陳述書 (pdf-142KB)

(控訴理由のうち、以下の地裁判決の著しく明白な誤りを指摘。

- (1) 流水の正常な機能の維持については、
- ① 原裁判所は今渡地点がどこか分かっていないこと、
- ② 木曽川大堰下流の河川維持流量50m3/sは動植物の生息生育と漁業だけを検討して設定されたのに、景観、流水の清潔の保持、舟運も含めて多角的に検討されて設定されたと、資料を読めばすぐ分かる初歩的、基本的な誤りをしていること
- (2) 新規利水の供給については、水需要は、実績の推移から想定値は実績とは相当乖離することになることを認めながら、
 - ① 需要増加のときに供給できるよう計画しなければならないとして、国の新水道ビジョンは今後の水需要は減少することを前提として水道事業を展開しなければならないとしているのを無視して誤っていること、
 - ② 愛知用水地域の水源は牧尾ダムだけではなく、阿木川、味噌川を合わせた3ダムであり、牧尾ダムでは節水はあったが、3ダムによって地域全体の節水は回避されたのに、これを無視していること
 - (3) 判断枠組については、
 - ① 住民訴訟の判断の枠組について、一日校長事件最高裁第3小法廷判決の判断枠組に反していること、
 - ② 事業からの撤退を通知した者の水道等負担金の負担・支払義務について、
 - a,同じ水資源開発基本計画に基づく施設である特定多目的ダム法のダムでは通知によって事業からの撤退の効果が生じ負担義務がなくなるダム使用権設定申請の取下とされており、これと同じでないと二重基準(ダブルスタンダード)となって不合理であること、
 - b,事業からの撤退であるの事業実施計画を変更しなければ負担を免れることはできないといっても、撤退の通知があると事業実施計画を変更しなければ工事ができないので水道等負担金は発生せず、そして、事業実施計画が変更されれば水道等負担金はなくなるので、その負担・支払義務は生じないこと)

被控訴人(被告)準備書面1 (pdf-531KB)

(控訴理由書の第1違法判断の枠組と第2事業からの撤退について反論。)

2015年01月27日:第2回口頭弁論

被控訴人(被告)準備書面2 (pdf-1.7MB)

控訴人(原告)第1準備書面の①新規利水の供給と②流水の正常な機能の維持について反論。

(1)新規利水の供給について

違法判断の基準時は需給想定をしたフルプラン策定時であるとする主張に終始し、想定時の2000年実績値から これまでの実績値(最新は2012年値)に基づけば想定値は実績値と乖離していて実績事実の基礎づけを欠くに 至っている事実ついては、全く反論せず。

- (2)流水の正常な機能の維持について
- ①今渡地点は河口から約70キロ地点にあり塩水が遡上しない地点であるにもかかわらず、原裁判所は、河口から木曽川大堰(約25km地点)までの区間における河川維持流量として必要流量の設定において、今渡地点において塩化物イオン濃度の観測が行われたと述べていて、今渡地点がどこか分かっていないということについては、今渡地点が主要な地点として木曽川の正常流量が定められていると反論するだけ。上記の原裁判所の木曽川についての初歩的理解の欠如については沈黙する。
- ②木曽川大堰下流の河川維持流量50m3/sは動植物の生息生育と漁業だけを検討して設定されたのに、原判決は、 景観、流水の清潔の保持、舟運も含めて多角的に検討されて設定されたと、資料を読めばすぐ分かる初歩的、基本的な誤りをしていることについては、今渡地点における正常流量は上記各項目を検討していると述べるだけで、木曽川大堰下流の河川維持流量の検討については沈黙する。
- ③また、木曽川大堰下流の河川維持流量50m3/sは歴史的経緯を踏まえて定められたと述べて、動植物の生息生育 と漁業の必要流量の検討は代表種としてヤマトシジミについて検討したが、ヤマトシジミの生息のために必要な 流量が50m3/sであることは科学的に実証されていないことについては沈黙する。

2015年03月12日:第3回口頭弁論

控訴人(原告)第2準備書面 (pdf-1.0MB)

被控訴人(被告)準備書面1および2に対して反論。

- (1) 違法判断の枠組について、丹後土地開発公社事件最高裁判決に基づいて、主張を展開(その概要と本件導水路事業についての結論は、第2準備書面要約(pdf-125KB)を、解説は第2準備書面の解説(pdf-85KB)を参照)。
- (2)新規利水の供給と流水の正常な機能の維持については、上記被控訴人準備書面2についてのコメントのように被控訴人(被告)が沈黙していて、控訴人(原告)が上記のように指摘していることを述べる。

被控訴人(被告)準備書面3 (pdf-44KB)

控訴人(原告)第2準備書面に対しての反論。1頁で内容的なものはなし。

控訴人(原告)第2準備書面の事業からの撤退の部分に対して反論。

2015年06月02日:第4回口頭弁論

控訴人(原告)第3準備書面(pdf-352KB)

2013年度の愛知県の水道(水道年報)が発行されたので、最新の同年度の実績値を入れて、主張を補充。木曽川水系フルプランの目標年の2015年(データとしては後2年)となったが、愛知用水地域の水道用水は、需要実績値は基準年の2000年から減少、横ばいを続け、2015年需要想定値は実績値と乖離して過大で、そのような値にならないことが、また既存水源の近年2/20供給可能量で需要に対して供給可能であることが確実になった。

控訴人(原告)第4準備書面 (pdf-183KB)

被控訴人(被告)準備書面4に対して反論。

- (1)事業からの撤退とは、水道又は工業用水道の利水者が当該施設を利用して流水を当該用途に供しようとしなくなることである(水機構法13条2項)。したがって、事業からの撤退の通知(申出)により、事業からの撤退すなわち当該施設を利用して流水を当該用途に供しようとしなくなることが決まり、当該事業は撤退部分を除いたものに縮小する。その結果、水機構は、費用負担を縮小した事業に対応するよう算出し直して、事業実施計画の費用負担を変更しなければならない。事業からの撤退の通知により、撤退通知者の事業からの撤退が決まることは、費用負担義務を定めた水機構法25条1項の「事業からの撤退をした者」との規定、事業からの撤退制度に関する立法者説明資料の「自ら発意して事業から撤退する」との説明等から明らかである。その論理的に帰結として、事業からの撤退通知者は、撤退通知によって利水者でなくなるので、利水者が負担すべき水道等負担義務がなくなる。そのことは、同じ水資源開発基本計画に基づく特定多目的ダムでは、事業からの撤退がその通知によって効果が発生するダム使用権設定申請の取下となっていること等からも明らかである。
- (2)事業からの撤退がなされたときは、水道等負担金の負担義務は遡及的なくなって、納付した水道等負担金は返還される。そうすると、事業からの撤退通知の後は、返還されることが明らかな水道等負担金を支払う意味はなく、具体的な負担義務ないし支払い義務はない。
- (3)事業からの撤退通知あったときは、事業からの撤退が決まって、事業が縮小するので、従前事業の工事はできす、また、事業実施計画を変更しなければ縮小事業の工事もできない。すなわち【事業からの撤退通知→事業の縮小→従前事業のための工事は事業からの撤退部分を含んでいるためできない→工事をするためには事業実施計画の変更が必要→事業実施計画が変更されなければ工事ができない→工事がされなければ費用負担金は発生しない→費用負担金が発生しないので具体的な費用負担義務は生じない】という関係になる。したがって、事業実施計画を変更しなければ費用負担義務を免れることはできないといっても、工事ができないので、従前事業の水道等負担金が発生せず、その具体的な負担義務は生じない。

被控訴人(被告)準備書面4 (pdf-1.2MB)

控訴人(原告)第2準備書面の事業からの撤退の部分に対して、情緒的、感情的な言葉を羅列して反論。

「事業からの撤退」の概念を明らかにしないまま、水道又は工業用水道の利水者が事業からの撤退をするには事業実施計画を変更しなければならない(事業実施計画が変更されない限り事業からの撤退はできない)ので、事業からの撤退通知によっては撤退の効果は生じず、事業実施計画が変更されない限り利水者の水道負担金の負担義務を負うと、繰り返し主張。

2015年09月17日:第5回口頭弁論

判決言い渡し

「導水路はいらない!愛知の会」活動日誌

(2014/8/03~2015/8/22)

2014年

月 日	活動・事件の内容
8月03日	2014総会・「不当地裁判決」控訴決起集会&5周年記念講演
06 日	*徳山ダム「導水路」中止裁判・名古屋高裁へ控訴状提出
	*国交省「今後の治水のあり方に関する有識者会議」が霞ケ浦導水事業と川上ダム
	に対してゴーサイン
19 日	第 57 回運営委員会(控訴人手続きの推進、原告 92 名のうち 78 名が控訴を受諾)
9月01日	弁護団会議(「控訴審」・第1回口頭弁論準備手続きについて協議)
05 日	木曽三川エクスカーション <i>(愛知用水下流部、河口堰(船)、木曽川大堰)</i>
06 日	同 <Ⅱ>(「導水路」予定ルート(徳山ダム→西平→千鳥橋→犬山)
07 目	講演とシンポ「COP10から4年、韓国4大河川問題と徳山ダム導水路問題」
18 目	弁護団会議(第1回口頭弁論にて弁護団が意見陳述「控訴理由補充書」を協議)
21 目	日弁連人権大会プレシンポ「福島原発事故の教訓は生かされているか」
23 目	戦争させないために~集団的自衛権と「秘密保全法」阻止・弁護士会集会デモ
10月06日	「会報」23号発行
12 日	生物多様性COP12(in 韓国江道晶郡、~24 日)
16 目	第 58 回運営委員会(控訴人意見陳述の協議、水源連全国集会&総会について)
29 日	「導水路」中止裁判「控訴審」・第1回口頭弁論
11月29日	水源連全国集会&総会(in 水戸、~30 日)
	「霞ヶ関導水事業はいらない!・アユ・シジミ・サケ漁業を守ろう!」
12月06日	「秘密法なんてゆるさない!12・6大集会&デモ」
10 日	「秘密保護法」が施行
14 日	衆院選投開票・・・・与党(自公)が2/3を超す。沖縄の全選挙区で自民全滅

2015年

月日	活動・事件の内容
1月01日	「ミニ通信」No.20(年賀& 1/27 第2回口頭弁論・傍聴支援参加のお願い)
06 日	「会報」24号発行
17 日	愛知県弁護士会「集団的自衛権行使反対」愛知大集会&パレード
24 日	ダムネーション上映(一般公開、~2月6日)
27 日	「導水路」中止裁判「控訴審」第2回口頭弁論
2月01日	愛知県知事選挙(共産党を除く7党支援の大村氏が圧勝で再選)
14 日	*生物多様性COP12報告会
	* シンポジウム「秘密保護法の暴走を監視しよう」
3月 01日	「会報」第25号発行
12 日	「導水路」中止裁判「控訴審」第3回口頭弁論
28 日	「秘密保全法に反対する愛知の会」結成3周年総会・2015
4月12日	一斉地方選・前半戦投開票・・・・会員・高木浩司県議(瑞穂区)が捲土重来当選
14 日	福井地裁「高浜原発3,4号機は運転してはならない」と仮処分命令!
22 日	パタゴニア日本支社が朝日・長崎・東京新聞へ「石木ダム反対」の意見広告
24 日	(「脱ダム宣言」で全国注視の) 長野・浅川ダム訴訟で原告敗訴
26 日	一斉地方選・後半戦投開票・・・・控訴人・山内 悟 市議(半田市)が再選
27 日	第61回運営委員会&弁護団会議(6/2第4回口頭弁論を前に構えを協議)

5月01日	「会報」第26号発行		
09 日	シンポジウム in したら「どっこい!生きていく設楽町」		
18 日	第62回運営委員会&弁護団会議(6/2第4回口頭弁論・結審へ最終協議)		
24 日	戦争をさせない 東海ブロック 1000 人集会&デモ		
6月02日	「導水路」中止裁判「控訴審」第4回口頭弁論		
10 日	「河口堰開門等」岐阜県要請交渉		
14 日	集団自衛権反対集会		
22 日	「会報」第27号発行		
7月01日	7/1集会「安倍内閣の暴走を・・・・!戦争法を・・・・!辺野古を・・・・!」		
04 日	よみがえれ!長良川観察会(河口堰周辺の環境、岐阜まちめぐり、伝統の鵜飼)		
05 日	河口堰閉鎖20年、トーク&シンポジウム「よみがえれ!長良川」		
06 日	「河口堰開門等」国交省(中部整備局)要請交渉		
10 日	「ミニ通信」No.21 暑中見舞い(「総会」&「判決言渡し日」のお知らせ)		
14 日	*第62回運営委員会(「総会」・記念講演 & 「結審」報告集会の具体化)		
	*安倍内閣の暴走を止めよう!戦争法案の強行採決に反対する集会・デモ		
28 日	第 10 回愛知県「長良川河口堰最適運用検討委員会」		
29 日	安倍内閣の暴走を止めよう!集会・デモ		
8月 22日	2015「総会」・記念講演 & 控訴審裁判「結審」報告集会		

2 0 1 4 年度会計報告 (2014/03/01~2015/02/28)

(単位;円)

入	金	出	金
摘 要	金額	摘 要	金額
前年度より繰越金	279, 228	弁 護 団14年度分	300,000
会費(原告・会員)	497,000	控訴状・貼用印紙代	31, 500
5周年記念総会	29,000	印刷費 (会報・各種資料)	24,520
個人カンパ	99.000	ヤマト宅急便(会報など)	118,054
講演料(保険医協会)	10,000	郵送料(控訴人依頼など)	8,600
		ミニ通信 (盛夏・年賀)	26, 156
		ゆうちょ銀行振込手数料	9, 370
		2014年・5周年記念総会	28,900
		地裁「不当判決」会場費	16,100
		事務用品・消耗品費	18,446
		渉外費・その他	63,180
合 計	914, 228	合 計	644,826
差し引き残高	269, 402	(次年度へ繰越し)	269, 402
内訳:通帳残高	(100,000)		
現金残高	(169,402)		

2015年8月12日

事務局長 (会計担当)

加藤 伸久

8月17日に、金銭納入帳・領収書控を精査、貯金通帳・現金保管を確認したところ、いずれも正確に執り行われておりました。

会計監査

岩本 晃児